

二次健康診断等給付の健診費用の額等の見直しについて

令和元年10月17日に会計検査院から「労災保険二次健康診断等給付担当規程」を改定するなどして、二次健康診断及び特定保健指導に要した費用の単価が適切なものとなるよう改善の処置を要求された。このため、特定保健指導の実施基準を策定する等適切な単価となるよう、有識者による「労働者災害補償保険法における二次健康診断等給付の健診費用の額等のあり方に関する検討会」(座長:相澤 好治 北里大学医学部名誉教授/(一社)産業保健協議会理事長)を立ち上げ、改善に向けての検討を行った。この検討内容に基づき、関係通達を改定の上、令和2年度7月健診分から適用予定。

二次健康診断

○検討課題 二次健康診断における費用の額のあり方

○検討結果

- ① 負荷心電図検査、胸部超音波検査について、健診給付機関の実態を踏まえた検査方法により算定する。
- ② 健診項目の費用全般について、最新の診療報酬点数表及び労災診療費算定基準に基づき算定する。

特定保健指導

○検討課題 具体的な内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準の策定

○検討結果

- ① 医師と受診者とが共通の認識のもとに「生活上の問題点」に加えて「就労上の問題点」について抽出するため、新たに定める「就労の状況等に係る質問票」及び特定保健指導に使用する「指導例」の項目にしたがい特定保健指導を実施する。
- ② 特定保健指導の結果を通じて、業務上の事由による脳・心臓疾患の発生を予防する観点から、「医師の所見」欄に、事業者又は産業医等に伝達するための就業上の配慮に結びつく高度な医学的所見を記載する。
- ③ 実施時間の目安は、20分以上とする。

○検討課題 実施基準に基づいた費用の額の見直し

○検討結果

新たに定めた実施基準の考え方に基づいて費用の積算を行い、設定する。

二次健康診断における検査の算定に用いる診療報酬点数表等

検査項目	改定前			改定後		
	診療報酬点数表（平成12年度診療費改定分）			診療報酬点数表（令和2年度診療費改定分）		
	Dコード	名称	点数	Dコード	名称	点数
初診料（※）	-	初診料	3,590円	-	初診料	3,820円
空腹時血中脂質検査	D007 1	血液化学検査（中性脂肪）	15	D007 1	血液化学検査（中性脂肪）	<u>11</u>
	D007 4	血液化学検査（総脂質）	24	D007 4	血液化学検査（LDL-コレステロール）	<u>18</u>
	D007 5	血液化学検査（HDL-コレステロール）	25	<u>D007 3</u>	血液化学検査（HDL-コレステロール）	<u>17</u>
	D026 3	検体検査判断料（生化学的検査（I）判断料）	145	D026 4	検体検査判断料（生化学的検査（I）判断料）	<u>144</u>
	D400 1	血液採取（静脈）	12	D400 1	血液採取（静脈）	<u>35</u>
空腹時血糖値検査	D007 2	血液化学検査（グルコース）	16	<u>D007 1</u>	血液化学検査（グルコース）	<u>11</u>
ヘモグロビンA1c検査	D005 9	血液形態・機能検査（HbA1c）	75	D005 9	血液形態・機能検査（HbA1c）	<u>49</u>
	D026 2	検体検査判断料（血液学的検査判断料）	126	<u>D026 3</u>	検体検査判断料（血液学的検査判断料）	<u>125</u>
負荷心電図検査	D211	トレッドミルによる負荷心機能検査、バイシクルエルゴメーターによる心肺機能検査	700	<u>D209 1</u>	<u>負荷心電図検査（四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導）</u>	<u>380</u>
胸部超音波検査	D215 3 ハ	超音波検査（経食道的超音波法）	800	<u>D215 3 イ</u>	<u>超音波検査（経胸壁心エコー法）</u>	<u>880</u>
頸部超音波検査	D215 2 ロ	超音波検査（断層撮影法・頭頸部）	350	<u>D215 2 ロ(3)</u>	超音波検査（断層撮影法・頭頸部）	350
微量アルブミン尿検査	D001 10	尿中特殊物質定性定量検査（アルブミン定性）	70	<u>D001 8</u>	<u>尿中特殊物質定性定量検査（アルブミン定量）</u>	<u>102</u>
	D026 1	検体検査判断料（尿・糞便等検査判断料）	30	D026 1	検体検査判断料（尿・糞便等検査判断料）	<u>34</u>

※初診料については労災診療費算定基準により労災独自の金額が設定されているため、当該金額により算定。

<問診票の例>

就労の状況等に係る質問票例			
◎記載に当たり、必ずお読み下さい。			
【就労の状況等について質問する目的】 脳血管疾患及び虚血性心疾患は、その発症の基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病変が長い年月の生活の営みの中で形成され、それが徐々に進行し、増悪するといった自然経過をたどり発症に至ります。 しかしながら、長時間労働等の業務による明らかな過重負荷が加わることにより、血管病変等がその自然経過を超えて著しく増悪し、脳・心臓疾患を発症する場合がありますので、これら疾病の発生の予防に資するという二次健康診断等給付制度が創設された趣旨を踏まえ、受検者の方に就労の状況(労働時間、勤務形態、作業環境、精神的緊張の状態等)などについて、質問させていただくものです。			
給付対象者氏名	(男・女)	生年月日	大・昭・平 年 月 日(才)
1. 就労の状況(可能な範囲で記載して下さい)			
・職種	□屋内作業(□デスクワーク □その他(具体的に:)) □屋外作業(具体的に:)		
・時間外労働時間	直近6か月平均()時間程度 (最大時間の月()時間、最小時間の月()時間程度) □判断困難		
・不規則な勤務	□有 □無(有の場合 具体的に:) □判断困難		
・出張の多い業務	□有 □無(有の場合 具体的に:) □判断困難		
・交替制勤務・深夜勤務	□有 □無(有の場合 具体的に:) □判断困難		
・高温・低温等の環境	□有 □無(有の場合 具体的に:) □判断困難		
・時差を伴う業務	□有 □無(有の場合 具体的に:) □判断困難		
・精神的緊張を伴う業務	□有 □無(有の場合 具体的に:) □判断困難		
過大なノルマ	□有 □無 □判断困難		
顧客とのトラブル	□有 □無 □判断困難		
医療従事者等の人の生命等に関わる業務	□有 □無 □判断困難		
その他	()		
・通勤手段、通勤時間	□自家用車 □公共機関() □徒歩 □その他() 通勤時間(約()分) □判断困難		
・所定休日(週休 日)	□取れている □取れないことがある □ほとんど取れない □判断困難		
・年次有給休暇	□取れている □取れないことがある □ほとんど取れない □判断困難		
・休憩時間	□取れている □取れないことがある □ほとんど取れない □判断困難		
・その他(記載したいこと)	()		
2. 睡眠時間の状況(下の【注意事項】を読んでから記載して下さい)			
□4時間以下 □5時間 □6時間 □7時間 □8時間以上			
【注意事項】 長時間労働により睡眠が十分に取れない場合には、疲労の回復が困難になることにより生ずる疲労の蓄積が原因となっており、脳血管疾患をはじめ虚血性心疾患、高血圧、血圧上昇などの血管系への影響を与えることが医学的に指摘されていることから、質問させていただくものです。			
3. 日常生活の状況等(可能な範囲で記載して下さい)			
・食事に関する事項	3食規則正しい食生活 □有 □無 間食 □有(週()回 1日()回) □無 飲酒 週()日 1回あたり飲酒量()合)日本酒換算		
・運動に関する事項	運動の頻度 □週1~2日 □週3~4日 □週5日以上(種目:)		
・喫煙に関する事項	喫煙 □有(1日 本: 喫煙歴 年) □無 □過去に喫煙していたが現在は無		
・体重の増減	10年前より()kg □増 □減 20年前より()kg □増 □減		
・特に注意していること	()		

二次健康診断等給付 特定保健指導例

給付対象者氏名:		(男・女)	生年月日:大・昭・平	年	月	日生(才)
○ねらい:検査結果を理解し、自分の「生活上の問題点」及び「就労上の問題点」を抽出すること						
【検査結果】	【検査項目】(血液検査を除く)	身長 () cm	体重 () kg	BMI ()	腹囲 () cm	栄養状態 (低栄養状態の恐れ) 良好 肥満)
	収縮期/拡張期血圧:現在 (/) mmHg	負荷心電図又は胸部超音波 ()	頸部超音波 ()	尿蛋白又は微量アルブミン尿 ()	その他 ()	
	【血液検査項目】(採血日 月 日)	血糖(□空腹時 □随時 □食後()時間)	HbA1c () %	総コレステロール () mg/dL	中性脂肪 () mg/dL	HDLコレステロール () mg/dL
		LDLコレステロール () mg/dL	その他 ()			
※一次健診又は二次健診の結果から記載(受診結果表の写しを添付することでも可とする)						
○日常生活に関する事項(問診を実施した項目の□にチェック、()は具体的に記入)						
【問診項目】 □栄養の状況 □運動の状況 □生活の状況						
□たばこ・飲酒の状況(□非喫煙者 □非飲酒者) □その他()						
重点を置く指導項目(重点を置き指導する項目の□にチェック、()は具体的に記入、該当しない項目は空欄)						
□栄養	□食事摂取量を適正にする	□食塩・調味料を抑える				
	□野菜・きのこ・海藻など食物繊維の摂取を増やす	□外食の際の注意事項()				
	□油を使った料理(揚げ物や炒め物等)の摂取を減らす	□その他()				
□節酒:[減らす(種類・量:)を週(回)]						
□間食:[減らす(種類・量:)を週(回)]						
□食べ方:(ゆっくり食べる・その他())						
□食事時間:朝食、昼食、夕食を規則正しくとる						
□運動	□運動処方:種類(ウォーキング・)					
	時間(30分以上・)、頻度(ほぼ毎日・週(日)					
	強度(息がはずむが会話が可能の強さ or 脈拍(拍/分 or)					
□日常生活の活動量増加(例:1日1万歩・)						
□運動時の注意事項など()						
□生活	□禁煙・節煙の有効性 □禁煙の実施方法等					
	□家庭での計測(歩数、体重、血圧、腹囲等)					
	□その他()					
生活上の問題点 (注)						
○就労の状況に関する事項(問診を実施した項目の□にチェック、()は具体的に記入)						
【問診項目】(就労の状況等に係る質問票を参考に問診)						
□時間外労働時間(月(時間) □不規則な勤務時間 □拘束時間の長い業務						
□出張の多い業務 □交代制勤務・深夜勤務 □精神的緊張を伴う業務						
□作業環境(高・低温、騒音、時差、その他()) □睡眠の状況						
□問診項目のうち、特筆すべき事項があれば記載()						
重点を置く指導項目(重点を置き指導する項目の□にチェック、()は具体的に記入、該当しない項目は空欄)						
□労働時間 □勤務形態 □作業環境(高・低温、騒音、時差、その他())						
□睡眠の確保(質・量) □余暇						
□その他()						
就労上の問題点 (注)						

(注)「二次健康診断等の受診結果」における医師の所見欄には、上記生活上の問題点及び「就労上の問題点」の内容を踏まえた上で、就業上配慮すべき事項を記載すること。

事業場に選任されている産業医等から、本件特定保健指導の結果についての情報提供を求められた場合は、当健診給付医療機関から提供することに同意します。 □同意する □同意しない	給付対象者署名 _____
--	---------------

受診結果に所見を記載する視点及び記載例

(事業主提出用)

受診給付 病院等の 名称	
--------------------	--

二次健康診断等の受診結果

受診者のシメイ(カナ)

受診者の生年月日	元号	年	月	日
3 大 5 正 8 和 7 平 4 令和				
二次健康診断受診年月日	元号	年	月	日
7 平 4 令和				

事業 の 名 称			
事業 場 の 所 在 地	都 道 府 県	郡 区 市	
二 次 健 康 診 断 結 果	空腹時血中脂質検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	LDLコレステロール (mg/dl)	
		HDLコレステロール (mg/dl)	
		中性脂肪 (mg/dl)	
	空腹時血糖値検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	血糖値 (mg/dl)	
	ヘモグロビンA1c検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	ヘモグロビンA1c検査 (%)	
	負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査) <input type="checkbox"/> 左欄が「1」のときは負荷心電図検査を、「3」のときは胸部超音波検査(心エコー検査)を行っております。	医師の所見	
頸部超音波検査(頸部エコー検査) <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	医師の所見		
微量アルブミン尿検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	微量アルブミン尿検査 (mg/dl)		
特定保健指導 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。	医師の所見		
【二次健康診断等の結果における医師の所見】			
	氏 名	(記名押印又は署名)	

○ 二次健康診断(負荷心電図検査又は胸部超音波検査、頸部超音波検査)の結果を記載する視点

☆検査の結果を就業上の措置に結びつける視点を持つことが肝要となる
(記載例)

- ・ 瘤破裂が発生する可能性があるため、身体的負荷が強い力仕事は控えることが望ましい
- ・ 梗塞の可能性があるため、恒常的な長時間労働は控えることが望ましい
- ・ 肺塞栓症を合併する可能性があるため、長時間のデスクワークを避け、定期的に体操をさせることが望ましい

○ 特定保健指導の結果を記載する視点

☆抽出した問題点を就業上の配慮に結びつける視点をもつことが肝要となる

- (記載例)
- ・ 不規則な食事時間を改善できるように勤務形態の見直しなどをお願いします
 - ・ 睡眠が十分確保できるように勤務シフトの見直しを検討するなどをお願いします
 - ・ 休憩時間(昼食時間)を確実に確保できるよう働きかけをお願いします
 - ・ 残業時間は月60時間未満ですが、産業医等による面接指導の実施が望まれます
 - ・ 繁忙期においては、インターバル勤務などの検討をお願いします
 - ・ テレワークが可能であれば、テレワーク勤務の検討をお願いします
 - ・ 職場環境が暑いことによる体調不良を訴えておりますので、身体的負荷を減らすような検討及びこまめな水分補給の徹底をお願いします

○ 就業上の措置又は配慮すべき事項は特にないと判断した結果を記載する視点

☆産業医等が異常の所見があると診断した項目に対応する視点をもつことが肝要となる
(記載例)

- ・ 現時点では就労上の問題点は抽出されませんでした。受診者は血圧を気にかけているようですのでご留意下さい

労災保険二次健康診断等給付の概要

1. 概要

労働者が、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」という。）において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常があると診断された場合に、都道府県労働局長の指定を受けた医療機関で実施した二次健康診断及び特定保健指導について、労働者の請求に基づき給付するもの。

2. 給付方法

労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院若しくは診療所（以下「健診給付医療機関等」という。）において、直接二次健康診断及び特定保健指導を給付する現物給付方式。

※ 費用の額は、局長通達により、実施した検査の組合せ及び特定保健指導の有無により、20,535円～31,046円と定めており、二次健康診断の及び特定保健指導を行った健診給付医療機関等に国が支払う。

3. 対象者

一次健康診断において、脳・心臓疾患に関連する次の検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された労働者

- ①血圧検査 ②血中脂質検査 ③血糖検査 ④BMI(肥満度)の測定

4. 給付内容

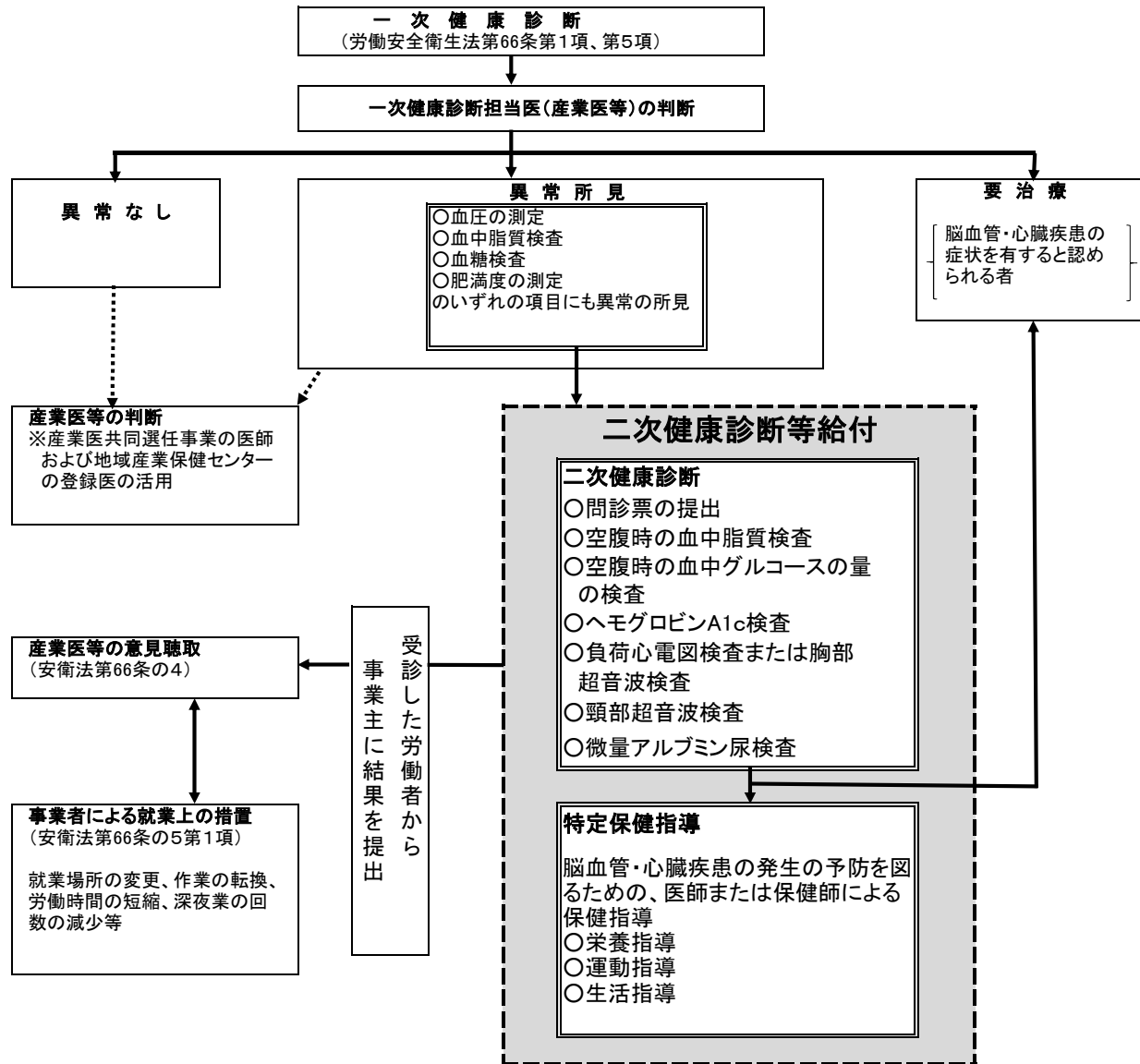
(1) 二次健康診断【脳血管及び心臓の状態を把握するため必要な検査】

- ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビンA1検査 ④負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)のいずれか一方 ⑤頸部超音波検査(頸部エコー検査) ⑥微量アルブミン尿検査

(2) 特定保健指導【二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るために医師等により行われる保健指導】

- ①栄養指導 ②運動指導 ③生活指導

二次健康診断等給付のフロー図



<参照条文>

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

第二十六条 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下この項において「一次健康診断」という。）において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者（当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。）に対し、その請求に基づいて行う。

2 二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査（前項に規定する検査を除く。）であつて厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断（一年度につき一回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。）
- 二 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに一回に限る。次項において「特定保健指導」という。）

3 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）

第十八条の十六 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 血圧の測定
- 二 低比重リポたん蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポたん蛋白コレステロール（HDLコレステロール）又は血清トリグリセライドの量の検査
- 三 血糖検査
- 四 腹囲の検査又はBMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定 $BMI = \text{体重} (kg) / \text{身長} (m)^2$

2 法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 空腹時の低比重リポたん蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポたん蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査
- 二 空腹時の血中グルコースの量の検査
- 三 ヘモグロビンA1c検査（一次健康診断（法第二十六条第一項に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。）において当該検査を行った場合を除く。）
- 四 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
- 五 頸部超音波検査
- 六 微量アルブミン尿検査（一次健康診断における尿中のたん白の有無の検査において疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。）

二次健康診断等給付受給者数及び支払金額の推移

